



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

同時発表：各地方運輸局
沖縄総合事務局

令和元年5月15日
観光庁

本年度より要件を大幅緩和!! Wi-Fi や多言語表示で 旅館・ホテルをストレスフリーな空間に!

～「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」の公募を開始～

観光庁は、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施するインバウンド受入環境整備の取組を支援する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業）」の公募を5月15日（水）から開始します。

観光庁では、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、宿泊事業者が実施するWi-Fi整備やトイレの洋式化、多言語対応（国際放送設備、タブレット端末等の整備）等の基本的なインバウンド受入環境整備に対する支援を行います。

宿泊施設におけるインバウンド受入環境整備を加速化するため、本年度より、補助金額の上限を100万円から150万円に引き上げるとともに、一定の要件を満たす場合には、客室における整備や宿泊事業者1者のみでの申請を認めるなど、要件を大幅に緩和しております。

1. 公募期間

令和元年5月15日（水）～7月19日（金）

2. 補助対象事業及び補助率

補助対象事業：基本的なインバウンド受入環境整備

補助率：1/3（上限額150万円）

※制度概要及び詳細は別紙1をご参照ください。



3. 要件緩和内容

別紙2をご参照ください。

4. 申請方法（公募要領、申請書等）

以下、観光庁HPをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000403.html

【問い合わせ先】

観光庁 観光産業課 担当：坂野、松浦、高橋、浜砂
電話：03-5253-8111（内線27-305、27-323、27-327）
03-5253-8330（直通）
FAX：03-5253-1585



宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業

※本補助金は「宿泊施設インバウンド対応支援事業」から「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」に名称変更しました。

全国各地の観光地において、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施するWi-Fi整備、トイレの洋式化、案内表示の多言語化等の基本的なインバウンド受入環境整備の取組を支援する。

※赤字は2018年度からの変更点

公募期間 2019年5月15日～7月19日

※申請は随時審査を行います。予算の上限に達した場合は、期限を前倒して終了することがございます。

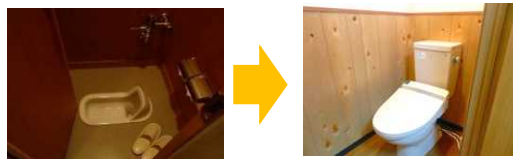
1. 補助対象事業

共用部における①～⑦の基本的なインバウンド受入環境整備を支援する。

ただし、**①～③を完備する客室の整備を行う場合は、客室における整備も支援する。**



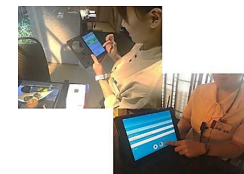
①Wi-Fi環境の整備



②トイレの洋式化



③多言語対応を図るための整備（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化）



④決済端末の整備



⑤自社サイト多言語化



⑥ムスリム受入マニュアル作成

⑦その他訪日外国人旅行者が
ストレスフリーで快適に宿泊できる
環境を整備するために必要な整備

2. 補助率及び上限額

1 / 3 補助 1 宿泊事業者当たり **上限150万円**

3. 補助対象事業者

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）

※宿泊事業者（5以上）による協議会が「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定・申請を行う。

ただし**一定の要件を満たす場合は1者のみ**で「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定・申請できることとする。

4. その他要件について

過去に本補助金の交付を受けた宿泊事業者は対象外。ただし、**一定の要件を満たす場合は再申請を可**とする。

※上記内容は2019年5月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります

項目	2018年度	2019年度	
		変更点	一定の要件の内容
「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」の策定・申請主体	宿泊事業者 5 以上による協議会	<u>一定の要件を満たす宿泊事業者は、1 者のみでも可</u>	一の宿泊事業者が地域のDMOや自治体と連携して、地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っていること。 （過去3年以内に取り組んだこと又は今後1年以内に取り組むことに限る）
補助金額	補助金額上限100万円	<u>補助金額上限150万円</u>	-
整備箇所	共用部における整備のみ	<u>①～③を完備する客室の整備を行う場合は客室における整備も支援する。</u>	同一客室内において、 以下の①～③の全て又はいずれかを整備すること により、客室内における①～③が完備されること。 ①Wi-Fi環境 ②トイレの洋式化 ③多言語対応を図るための整備（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化等）
再申請の可否	過去に本補助金を受けた宿泊事業者は対象外	<u>一定の要件を満たす宿泊事業者は再申請可</u>	以下の3要件を満たすこと。 ①過去5年間で、Wi-Fi環境や洋式トイレなどのインバウンド受入環境を計画的に整備していること ②補助金を受けずに自主的に、外国語対応スタッフの雇用や海外OTAの活用などの独自のインバウンド受入策を講じていること ③過去に本補助金を受けた後に、訪日外国人宿泊者数が増加していること